

広報まるがめ特集制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

丸亀市 市長公室 秘書課広報戦略室

令和 7 年 5 月

【目次】

1	業務目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	スケジュール及び事務手続き・・・・・・・・・・・・	4
5	質問と回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	参加表明書などの提出・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	参加辞退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8	企画提案書等の提出及び審査・・・・・・・・・・・・	5
9	事業者の選定及び結果の通知・・・・・・・・・・・・	5
10	契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11	プロポーザル参加に際しての留意事項・・・・・・・・	6
12	問い合わせ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・	7

1 業務目的

「広報まるがめ」特集ページにおいて、事業者ならではのアイデアやデザインで、市政や地域の話題などを分かりやすく表現し、「暮らしの役に立つ」、「知らなかったことの気づきになる」ような、魅力ある紙面づくりを行う。それにより、市政への理解を深めて丸亀市に愛着を持ってもらうことを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

令和 7 年度広報まるがめ特集制作業務委託

(2) 業務の内容

同仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの間の必要な期間とする
(令和 7 年 8 月号、12 月号)

(4) 提案上限額

1,100,000 円（制作費、使用料、出演料、交通費、謝礼他、制作に係る一切の費用に消費税及び地方消費税を含んだ額）

3 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、参加表明書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 県内に拠点を置く事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限から、受託候補者特定の日までに、丸亀市指名停止等措置規程（平成 17 年訓令第 50 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがされていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

4 スケジュール及び事務手続き

内 容	日 時
プロポーザルの公告開始・質問の受付	令和 7 年 5 月 1 日（木）
質問の受付期限	令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時まで
質問の回答期限	令和 7 年 5 月 14 日（水）までに 丸亀市ホームページで回答を公表
公告終了・参加表明書等の提出期限	令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで
選定（非選定）通知・企画提案書の要 請	令和 7 年 5 月 20 日（火）
辞退届の提出期限	令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時まで
企画提案書の提出期限	
プレゼンテーション審査	令和 7 年 6 月 2 日（月）午後（予定）
最終選考結果通知・公表	令和 7 年 6 月 4 日（水）
契約締結・業務開始	受託候補者に追って通知

5 質問と回答

質問がある場合は、【様式 4】質問書を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 受付期限

令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時必着 ※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く。

(2) 提出方法

秘書課広報戦略室に持参または電子メール（koho-t@city.marugame.lg.jp）で提出すること。なお、件名は「令和 7 年度広報まるがめ特集制作業務委託質問」とすること。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、丸亀市ホームページ上で行うこととする。

6 参加表明書などの提出

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時必着 ※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く。

(2) 提出場所・方法

下記書類を秘書課広報戦略室に持参または郵送により提出すること。

(3) 提出書類

- ・【様式 1】参加表明書 1 部
- ・【様式 2】受注実績調書 1 部
- ・【様式 3】会社概要書 1 部
- ・国税及び地方税に滞納がないことを証する書類（納税証明書） 各 1 部

7 参加辞退

参加表明書提出以降に参加を辞退する場合、【様式 5】辞退届を秘書課広報戦略室へ事前に電話連絡の上、持参または郵送して提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

8 企画提案書等の提出及び審査

- (1) **提出期限** 令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時まで
※郵送の場合も、令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時までに必着とする。

- (2) **提出場所・方法**

下記書類を秘書課広報戦略室に持参または郵送により提出すること。

- (3) **提出書類**

正本：各 1 部（代表者押印のもの） 副本：各 5 部（正本の写し）

- ・【任意様式】企画提案書
- ・【様式 6-1】見積書
- ・【様式 6-2】見積明細書

提案内容

【別紙 1】「企画提案書作成要領」に従って、作成すること。

見積書の作成

見積書には、総額を記載すること。見積明細書には、本業務を実施するために必要な経費を具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるように記載すること。

なお、消費税及び地方消費税も計上することとし、具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、再提出を求めることがある。

※見積書を訂正した場合には、その箇所に必ず代表者印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

- (4) **審査の実施（提案者によるプレゼンテーション）**

実施日 令和 7 年 6 月 2 日（月）午後（予定）

※詳細な時間等は、後日、電子メールで通知する。

実施時間 1 提案者あたり 30 分以内

（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度）

9 事業者の選定及び結果の通知

- (1) 【別紙 2】「令和 7 年度広報まるがめ特集制作業務委託公募型プロポーザル審査評価基準」に基づき、市職員で構成する審査委員会が企画提案書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより、提案内容を評価する。なお、審査は非公開とする。
- (2) 審査委員会は、提案上限額の範囲内で 6 割以上の評価を得た者のうち、最も高い評価の提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各審査委員の最高評価点を獲得

した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

- (3) 提案者が1事業者のみの場合でも、審査において最高評価点の6割以上を得た者を受託候補者として選定する。
- (4) 選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に電子メールで通知する。また、優先交渉権者名などの審査結果は、結果通知後に丸亀市ホームページ上にて公表する。

10 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務にかかる契約を締結する。なお、本業務のすべてを再委託することは一切認めない。ただし、必要により本業務の一部を再委託する場合は、企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割を明確に示すこと。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と本業務の契約について交渉を行う。

11 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) **失格・無効** 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・見積額が見積上限額を越えている場合
- ・提出期限まで企画提案書等の提出がなかった場合
- ・審査員に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- ・優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ・契約締結までの間にプロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ・プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションにプロジェクター等の使用を希望する者は、事前に市担当者と協議を行うこと。
- ・参加表明書及び各提出物は返却しない。
- ・参加表明書及び各提出物の制作・提出等に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出以降における企画提案書などの追加及び差し替え、再提出は認めない。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

- ・企画提案書作成のために丸亀市から受領した資料は、許可なく公表・使用することはできない。
- ・審査の経緯及び結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- ・仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、業務実施までに特定された企画提案書に応じた仕様書へと変更することがある。
- ・本件における情報公開基準は丸亀市プロポーザル方式取扱規程第 19 条の別表のとおりとし、当該情報公開基準を了解のうえ、本件公募型プロポーザルに参加すること。

〈丸亀市プロポーザル方式取扱規程第 19 条の別表〉

対象文書名	受託候補者 特定前	受託候補者 特定後	契約締結後		
			契約の相手方に 係る情報	契約の相手方 以外の提案書に 係る情報	左のいずれにも 該当しない情報
要領及び技術提案書提出要請書	○	○	-	-	○
提案者名 (公募型プロポーザルにあたっては参加表明者も含む)	×	○	○	○	-
(提案書類) 技術提案者	×	×	×	×	-
			(開示請求の場合△)		
(提案書類) 見積書	×	×	×	×	-
			(開示請求の場合△)		
(提案書類) その他提出書類	×	×	×	×	-
			(開示請求の場合△)	(開示請求の場合△)	
採点表(合計点数のみ)	×	×	○	○ (事業者が特定できない形で公開する)	-
採点表(評価項目ごと)	×	×	○	×	-
				(本人からの開示請求の場合○)	
委員名簿	×	×	-	-	×
					(委員構成は○)

(注) ○：開示 △：一部非開示情報を含む ×：非開示

※「一部非開示請求」とは、見積書における積算単価・内訳、提案書類における社員情報や配置内訳（常勤・非常勤の別）などをいう。

12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

丸亀市 市長公室 秘書課広報戦略室

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

電話 0877-24-8801 FAX 0877-24-8860

電子メール koho-t@city.marugame.lg.jp

以上